欧州委員会

コミュニケーション・ネットワーク・コンテンツ・技術総局

人工知能局

人工知能規制・コンプライアンス部

ブリュッセル　CNECT.A.2/

AI 法第 50 条に基づく特定 AI システムの透明性要件に関する利害関係者協議

免責事項：本 AI 局文書は協議目的で作成されたものであり、AI 法第 50 条に基づく透明性要件に関する最終ガイドラインまたは行動規範について欧州委員会が下す最終決定を予断するものではない。本協議への回答は、AI 法第 50 条に基づく特定 AI システムの透明性要件に関する行動規範およびガイドライン策定の参考資料となる。

本協議は、インタラクティブ型および生成的 AI モデル・システムのプロバイダ・展開者、生体認証分類・感情認識システムのプロバイダ・展開者、こうしたインタラクティブ型・生成的 AI システムを利用する民間・公共セクター組織、学術研究機関、市民社会組織、政府、監督当局、一般市民など、様々なカテゴリーの関係者を対象とする。

2024 年 8 月 1 日に施行された人工知能法（以下「AI 法」）は、EU 域内における信頼性が高く人間中心の人工知能（AI）のための単一市場と調和された規則を創設する（[1]）。同法は、健康、安全、基本権（民主主義や法の支配を含む）の高水準な保護を確保しつつ、AI の革新と普及を促進することを目的としている。

様々な義務の中でも、AI 法の透明性要件は、AI システムの信頼性を確保するものである。これは、透明性を保証し、人々が特定の AI システムやその出力と相互作用したり、それらにさらされたりしていることを知らせることを目的とした一連の要件である。これらの透明性要件は AI 法第 50 条に定められており、2026 年 8 月 2 日から適用される。

これらの透明性要件は、自然人が AI システムとの相互作用や、AI システムによって生成・操作されたコンテンツを認識できるようにすることを目的としている。これにより、 なりすまし、欺瞞、擬人化のリスクを低減し、情報エコシステムにおける信頼性と完全性を促進する。

第一に、AI 法第 50 条(1)は、自然人と直接対話する AI システムのプロバイダに、以下のことを義務付ける。すなわち、利用状況や文脈を考慮した上で、合理的によく情報に通じ、注意深く慎重な自然人の観点から明らかでない限り、当該自然人が人間ではなく AI システムと対話していることを通知することである。第二に、AI 法第 50 条(2)は、AI 生成または改変コンテンツの信頼性ある検出・識別を促進するため、プロバイダに当該コンテンツを機械可読形式で表示することを義務付け、関連検知メカニズムを可能とする。第三に、AI 法第 50 条(3)は、感情認識または生体認証分類 AI システムを展開する者に、当該システムに晒される個人に対しその動

[1]第 *1* 条第 *1* 項 *AI* 法。

作について通知することを求める。第四に、AI 法第 50 条(4)は、ディープフェイクコンテンツを生成・操作する AI システム、または公共の利益に関する事項について公衆に情報を提供することを目的とした AI 生成・操作テキスト出版物を展開する者に、定義された場合を除き、コンテンツの人工的生成・操作起源について通知することを要求する。第五に、AI 法第 50 条(5)は、上記の透明性措置に対して横断的な要件を課す。これにより、適用されるアクセシビリティ要件を尊重しつつ、必要な情報が、遅くとも最初の相互作用またはエクスポージャーの時点で、関係する自然人に対して明確かつ識別可能な方法でプロバイダされることを確保する。最後に、AI 法第 50 条(6)は、同条と AI 法に基づく高リスク AI システムへの適用要件、及び EU 法または国内法で定められた AI システム展開者に対するその他の透明性義務との相互関係を規定する。

AI 法第 96 条(1)(d)に基づき、委員会は AI 法第 50 条に定められた透明性義務の実務的実施に関するガイドラインを発行する。AI 法第 50 条(7)に基づき、AI 事務局は人工的に生成または操作されたコンテンツの検知及び表示に関する義務の効果的な実施を促進するため、行動規範の策定を奨励し支援する。

今回の対象を絞ったステークホルダー協議の目的は、人工的に生成または操作されたコンテンツの検知と表示に関する欧州委員会のガイドライン及び行動規範の策定に資するため、幅広いステークホルダーからの意見を集めることである。これらのトピックは、透明性要件の実施方法に関する具体的な実践例に関連するものとなる。これには、AI 法 50 条の適用範囲に該当するか否か、またどのような条件下で該当するかの明確化が必要な問題、最先端の透明性・開示慣行に関する情報、その他の概念的明確化などが含まれる。

全ての質問が全ての関係者に関連すると限らないため、回答者は関連すると判断したセクション及び質問のみに回答すればよい。回答者は具体的かつ簡潔な**説明と具体的な使用事例**を提供するよう奨励される。

本協議は**英語のみで**実施され、**2025 年 10 月 2 日 23 時 59 分（中央ヨーロッパ時間）まで 4 週間**公開される**。**

本協議の質問票は 5 つのセクションで構成され、各セクションに複数の質問がある。対応者は、一部のセクションのみ、または各セクション内で回答を希望する質問のみに回答することを選択できる。

調査のセクションは以下の通りである：

セクション 1. AI 法 第 50 条(1)に関連する質問

このセクションには、対話型 *AI* システムの概念、人間との直接的な相互作用が明らかな場合に適用される例外、法執行活動における使用、および個人が *AI* システムとの相互作用について通知を受けるようにシステムを設計する実践的な方法に関する質問が含まれる。

セクション 2. AI 法第 50 条(2)に関連する質問

このセクションには、合成コンテンツを生成または操作する *AI* システムの概念、*AI* 生成または操作されたコンテンツの表示に関する適用される例外、法執行活動への利用、*AI* 生成または操作されたコンテンツの表示と検知のための既存の最先端技術的解決策、表示技術の評価規準に関する質問が含まれる。

セクション 3. AI 法第 50 条(3)に関連する問題

本節では、感情認識システム及び生体認証分類システムへのエクスポージャーの概念、法執行活動におけるそれらの利用、並びに自然人に対してシステムの運用を通知する実践的な方法に関する質問を扱う。

セクション 4. AI 法第 50 条(4)に関連する質問

第一に、この節にはディープフェイク生成生成的 *AI* システムの概念、明らかに芸術的・創造的・風刺的・虚構的または類似の著作物・プログラムの概念、法執行活動におけるシステムの利用、ディープフェイクの人工生成または改変された起源の開示に関するベストプラクティスに関する問題が含まれる次に、この節には、公共の利益に関する事項について公衆に情報を提供するために公開されるテキストを生成または操作する *AI* システムの概念、当該テキストが人間の審査または編集管理の対象であり、自然人または法人が編集責任を負う場合の適用される例外、法執行活動における免除対象となる使用、および当該コンテンツの人工的に生成または操作された起源について公衆に通知するためのベストプラクティスに関する問題が含まれる。

セクション 5. AI 法第 50 条の実施に関連するその他の横断的課題

本節では、第 *50* 条 *AI* 法に関連する横断的課題に関する一連の事項を扱う。第一に、第 *50* 条第 *1* 項から第 *4* 項で要求される情報をプロバイダする際、横断的に適用される第 *50* 条第 *5* 項の要件について論じる。次に、第 *50* 条*(6)*および *AI* 法第 *50* 条*(1)*～*(5)*の要件と、*AI* 法その他の透明性義務、あるいは その他の連合法・国内法との相互関係について論じる。最後に、行動規範に関する提言と優良事例の提出を求める。

本協議への全ての意見は公開される可能性がある。従って、意見提出時には機密情報を記載しないこと。個人は意見の匿名化を請求できる。

AI 事務局は、意見募集の結果の概要を公表する。結果は集計データに基づき、対応者の直接引用は行わない。

導入部 - 対応者に関する情報

1. 組織（例：シンクタンク、市民団体／消費者団体、AI システムプロバイダ／展開者）を代表するか、個人として（例：独立専門家、プロバイダ／展開者所属）回答するか？ *
   - 組織
   - 個人として
2. 組織を代表する場合は、組織名を明記すること：[テキスト]
3. 名 *[テキスト]
4. 姓 *[text]
5. メールアドレス *[text]
6. 全ての投稿が公開される場合、あなたの投稿を匿名化すべきか？*

個人として回答する場合：本意見募集への全ての投稿は公開される可能性がある。個人情報を公開するか匿名にするかを選択できる。本意見募集で選択した回答者カテゴリー、居住地に関する回答、および投稿内容は、受け取ったままの形で公開される場合がある。匿名を選択した場合、名前は公開されない。投稿内容自体に個人データを記載しないこと。

複数の組織の代表者である場合：本意見募集への全ての意見は公開される可能性がある。回答者の詳細を公開するか匿名とするかを選択できる。公表される組織情報は以下の通りである：本意見募集で選択した

回答者カテゴリー、回答を代行する組織名、組織規模、*EU* 域内／域外所在、および提出された意見内容。匿名を希望する場合、組織名は公表されない。匿名を希望する場合は、意見本文に個人データを記載しないこと。

- ○ はい、私の意見は匿名化してください。
- ○ いいえ

7. 追跡質問や回答内容の詳細確認のため、当方から連絡を取ってもよいか？ *

- ○ はい
- ○ いいえ

8. [単一選択] あなたの組織の本社は EU にあるか、またはあなたは EU に居住しているか？ *

- ○ はい --> EU27 のドロップダウンを選択
- ○ いいえ --> 国リストからドロップダウンを選択

9. [単一選択] 上記で「いいえ」を選択し、組織の代表者である場合、EU 内に事務所その他の代表機関は存在するか？

- ○ はい、*EU27*（選択ドロップダウン）に子会社、支店、または類似の組織がある
- ○ はい、その他 → 具体的に記入してください
- ○ いいえ

10. [単一選択] 該当する場合、組織の規模はどれか？* ○ マイクロ（従業員 0～9 名）

- ○ 小規模（従業員 10～49 名）
- ○ 中規模（50～249 名）
- ○ 中小規模（250～499 人）
- ○ 大企業（従業員 500 名以上）
- ○ その他（例：複数組織）：具体的に明記のこと_____

11. [単一選択] あなたはどのステークホルダーカテゴリーに該当すると考えるか？複数のカテゴリーが該当する場合、あなたの状況／対応する立場に最も適したカテゴリーを選択すること。*

- ○ AI システムの展開者
- ○ 生成的 AI モデルのプロバイダ
- ○ AI システムのプロバイダ
- ○ 透明性技術のプロバイダ
- ○ その他の事業者（例：頒布事業者、輸入事業者）
- ○ AI システムやその出力と関わる者、またはそれらに晒される者
- ○ 権利者
- ○ 業界団体
- ○ 学術界
- ○ 関連する専門知識を持つその他の独立した専門家または組織
- ○ 市民社会組織
- ○ 監督機関
- ○ その他（具体的に記入してください）

12. [複数選択] どの分野で活動しているか？　*

- ○ 情報技術
- ○ 公共行政
- ○ 法執行機関
- ○ 司法分野
- ○ 法務サービス分野
- ○ 市民社会と非営利組織
- ○ 安全保障
- ○ 文化・創造産業
- ○ メディア
- ○ 医療
- ○ 雇用
- ○ 教育と訓練
- ○ 消費財またはサービス
- ○ ビジネスサービス
- ○ 銀行・金融
- ○ 製造業
- ○ エネルギー
- ○ 運輸
- ○ 電気通信
- ○ 小売
- ○ 電子商取引
- ○ 広告
- ○ その他（具体的に記入してください）

13. 貴組織またはご自身の活動内容を簡潔に説明してください：

- ○ 明記：_____（最大 200 語）。

14. [複数選択] 公的協議のどの部分への貢献に関心があるか？ [結果に応じて、回答者は次のステップで自身に関連する質問に回答するよう求められる] [複数回答可]

- ○ セクション 1
- ○ セクション 2
- ○ セクション 3
- ○ セクション 4
- ○ セクション 5

***

セクション 1. 人工知能法第 50 条第 1 項に関連する問題

AI 法第 *50* 条*(1)*は、対話型 *AI* システムのプロバイダを対象とする。特に、自然人と直接対話することを意図したシステムが該当する。プロバイダは、当該システムが設計・開発されるにあたり、関係する自然人が *AI* システムと対話していることを認識できるよう配慮しなければならない。

AI 法前文第 *132* 項は、対話型 *AI* システムに対する透明性義務を実施するにあたり、当該 *AI* システムが年齢や障害により脆弱な立場にある自然人グループと対話することを意図している場合には、そのグループの特性を考慮すべきことを明確にしている。さらに *AI* 法第 *50* 条*(5)*は、当該情報を遅くとも最初の相互作用またはエクスポージャーの時点で、明確かつ識別可能な方法で関係する自然人にプロバイダすることを要求する。加えて、当該情報は適用されるアクセシビリティ要件に適合しなければならない。後者に関して、前文第 *132* 項は、当該情報および通知は障害を持つ者にとってアクセシブルな形式で提供されるべきであることを確認している。

第 *50* 条第 *1* 項は、*AI* システムとの相互作用が、状況及び使用の文脈を考慮した上で、合理的に十分な知識を持ち、注意深く慎重な自然人の観点から明らかとみなせる場合、プロバイダをこの義務から免除する。

質問 1. 自然人と直接的に相互作用する AI システムの実例、ならびに疑義が生じ明確化を求める場合や適用範囲外と考える事例を提示せよ。

各 AI システムについて、合理的に十分な知識を持ち、注意深く慎重な自然人の観点から、当該 AI システムとの相互作用が明白とみなせるかどうかを判断すること。回答においては、年齢や障害により脆弱な立場にある自然人の特性が、この相互作用にどのような影響を与える可能性があるかを考慮すること。

システムの名称と説明	当該 AI システムは自然人と直接対話することを意図しているか？	回答の根拠を説明せよ［最大 500 文字］	AI システムとの相互作用が第 50 条(1)で規定される「明らかな」ものとみなせるか否かを明記せよ。	回答の根拠を示し、そのような状況と使用環境の実例をプロバイダせよ［最大 500 文字］
自由記述	☐ はい ☐ わからない ☐ いいえ	自由記述	☐はい ☐ いいえ ☐ わからない ☐ 状況や文脈による	自由記述
…				

さらに、*AI* 法第 *50* 条*(1)*に基づく透明性義務は、対話型 *AI* システムが 犯罪の検知、防止、捜査、または起訴のために法律で認可されている場合には適用されない。ただし、サードパーティの権利と自由に対する適切な保護措置が講じられている場合に限る。ただし、それらのシステムが一般市民が犯罪を報告するために利用可能な場合はこの限りではない。

質問 2. 自然人と直接対話する AI システムで、犯罪の検知・防止・捜査・起訴を法律で許可される実例を提示せよ。各システムについて、使用を許可する法律と、サードパーティの権利・自由に対する適切な保護措置を説明せよ。

一般市民が犯罪を報告するために利用可能な AI システムを知っている場合は、回答に含めること。

システムの名称と説明	犯罪の検知、防止、捜査、起訴を目的とした使用を許可する法律を提示し、適切な保護措置を説明せよ［最大 500 文字］	当該 AI システムは、一般市民が犯罪行為を通報するために利用可能か？	回答の根拠を説明せよ［最大 500 文字］
自由記述	自由記述	□はい □いいえ □ わからない	自由記述
…	…	….	….

質問 3. 対話型 AI システムにおいて、設計段階から組み込むことも含め、自然人が AI システムと対話していることを適切に通知する技術例を知っている場合は、回答に明記すること。

各通知手法について、自然人への通知に用いられる手法の種類と内容が適切かどうかを判断すること。これには、年齢や障害により脆弱な立場にある自然人の特性、明確に識別可能かつアクセス可能な方法の必要性、通知のタイミングを考慮すること。

通知手法の説明	自然人への通知に用いる手法の種類と内容が適切かどうかを判断する	回答の根拠を示し、可能な場合はリンクや詳細情報を含む実践例を提示すること［最大 500 文字］
	□ 適切である □ 不適切 □ わからない □ 状況や文脈による	自由記述
	…	…

質問 4. 第 50 条(1)に基づく対話型 AI システムに対する透明性義務の範囲または実務的実施に関して、さらなる明確化を求める点は存在するか？

□ いいえ

□ はい ― 具体的に明記のこと [最大 500 文字]

セクション 2. AI 法第 50 条(2)に関する質問

AI 法第 *50* 条*(2)*は、合成テキスト・音声・画像・動画コンテンツを生成可能な汎用 *AI* システムを含む *AI* システムプロバイダを対象とする。当該システムプロバイダは、システムの出力を機械可読形式で表示し、コンテンツが人間ではなく*AI* システムによって生成または操作されたものであることを検知可能とする技術的解決策を採用することが求められる（第 *133* 項前文参照）。

標準的な編集作業を支援する機能を有する *AI* システム、または展開者が提供する入力データやその意味論を実質的に変更しない *AI* システムは、この義務の対象外となる。さらに、生成的 *AI* システムが犯罪の検知、防止、調査、または起訴のために法律で認可されている場合、*AI* 法第 *50* 条*(2)*は適用されない。

質問 5. 合成テキスト、音声、画像、動画コンテンツを生成する AI システムの実例、および適用範囲が不明確で明確化を求めるか対象外と考えるシステムの例を示せ。

標準的な編集のための補助機能を果たす AI システム、入力データまたはその意味論を実質的に変更しない AI システム、法執行目的で法的に認可される可能性のあるシステムなど、第 50 条(2)の例外に該当する可能性がある AI システムを知っている場合は、回答に含めること。

システムの名称と説明	当該 AI システムは合成音声・画像・動画・テキストコンテンツを生成または操作しているか？	回答の根拠を説明せよ。コンテンツが合成とみなされるべきか否か、その理由を含めること［最大 500 文字］	当該 AI システムは第 50 条(2)の例外規定のいずれかに該当するか？	回答の根拠と具体例を提示せよ。法執行機関の免除については、使用を許可する法令を明示し、適切な保護措置が含まれるか説明せよ［最大 500 文字］
自由記述	☐ はい ☐ わからない ☐ いいえ	自由記述	☐ はい – システムは主に標準編集の補助機能を果たす ☐ はい – システムは展開がプロバイダから提供する入力データやその意味論を実質的に変更しない ☐ はい – システムは犯罪の検知、防止、調査、または起訴を法律で認められている ☐ いいえ ☐ わからない ☐ 状況や文脈による	自由記述
…	……			

第 *50* 条*(2) AI* 法は、プロバイダが実施する技術的マーキング及び検知ソリューションは、様々な種類のコンテンツの特性と制限、実施コスト、関連技術標準に反映される可能性のある一般的に認められた技術水準を考慮し、技術的に実現可能な範囲で、効果的、相互運用可能、堅牢かつ信頼性のあるものであるべきと規定している。

AI 法前文第 *133* 項は、電子透かし、メタデータ識別、コンテンツの出所と真正性を証明する暗号手法、記録手法、フィンガープリント、またはこれらの技術の組み合わせに基づくマーキング技術の例を示している。さらに、前文第 *133* 項は、こうした技術や手法が *AI* システムレベルまたは *AI* モデルレベル（コンテンツを生成する汎用 *AI* モデルを含む）で実装可能であることを明確にしている。これにより、*AI* システムのダウンストリームプロバイダが本義務を履行しやすくなる。また、検出手法は、必要に応じて一般公衆が *AI* 生成コンテンツを効果的に識別できるよう、アクセス可能にできることも明記されている。

質問 6. AI 生成または改変されたコンテンツを機械可読形式でマーキングし、そのコンテンツが AI によって生成または改変されたかどうかを検知可能にするマーキングおよび検知ソリューションの例を提示せよ。技術の組み合わせも含むこと。

技術名	解決策の種類（単一技術または複数技術の組み合わせ）	適用分野（モダリティ別）	技術成熟度	出典へのリンク（例：論文、ジャーナル）	技術の概要と仕組み、その特性と潜在的な制限事項、実施方法とコスト（が判明している場合）を簡潔に記述せよ［最大 500 文字］
自由記述	☐ 透かし ☐ メタデータ識別 ☐ 暗号化手法 ☐ 記録方法 ☐ フィンガープリント ☐ その他	☐ テキスト ☐ 画像 ☐ 音声 ☐動画 ☐ マルチモーダル	☐ 初期研究 ☐ 先進研究 ☐ テスト段階 ☐ ベータ版 ☐ 最近市場にリリースされた ☐ 限定的な市場普及 ☐ 市場での普及が広範囲	自由記述	自由記述
…	…	…	…	…	…

質問 7. 前項で挙げた各解決策について、技術的に可能な範囲で、その有効性、相互運用性、堅牢性、信頼性を適切にアセスメントするのに役立つ関連情報があるかどうかを明らかにせよ。この際、様々な種類のコンテンツの特性と制限、実装コスト、一般的に認められている技術水準を考慮に入れること。また、検知メカニズムがどの程度アクセス可能であり、AI 生成または操作されたコンテンツに晒された人々がその起源を識別できるようにするかをアセスメントすること。

技術名	以下の規準に基づくアセスメントと等級： - N/A（不明／確信なし） 1. 非常に低い 2. 低 3. 中程度 4. 高い 5. 非常に高い	回答の根拠を示せ。アセスメントを裏付ける情報源や追加情報、証拠を含めること［最大 750 文字］
	効果的 [等級 1～5 または該当なし] 相互運用性がある [等級 1～5 または該当なし] 堅牢である［等級 1～5 または該当なし］ 信頼性がある [1～5 段階評価または該当なし] 透明性があり、人々にアクセス可能である [等級 1～5 または該当なし]	自由記述
	…	…

質問 8：AI 法第 50 条(2)項における生成的 AI システムの義務に関連して、技術標準や進行中の標準化活動について認識しているか？

☐ いいえ

☐ はい ― 詳細を明記し、リンクや追加情報を提供すること

[最大 500 文字]

質問 9. 第 50 条(2)に基づく生成的 AI システムに対する透明性義務の範囲や実務的実施に関して、他に明確化を求める事項はあるか？

□ いいえ

□ はい – 具体的に明記のこと

[最大 500 文字]

セクション 3. AI 法第 50 条(3)に関する質問

AI 法第 *50* 条*(3)*は、感情認識システムまたは生体認証分類システムを展開する者に、当該システムに晒される自然人に対し、システムの運用について通知することを義務付けている。ただし、サードパーティの権利と自由に対する適切な保護措置を条件とし、かつ連合法に準拠して、犯罪の検知、防止、調査のために法的に許可されているシステムについては、この義務は適用されない。

感情認識システム及び生体認証分類システムの概念は、それぞれ *AI* 法第 *2* 条*(39)*項及び*(40)*項で定義され、欧州委員会ガイドライン「禁止される人工知能の実践」*[リンク挿入]*で明確化されている。

さらに *AI* 法第 *50* 条*(5)*は、当該情報を遅くとも最初の接触またはエクスポージャーの時点で、関係する自然人に対して明確かつ識別可能な方法で提供することを要求している。加えて、当該情報は適用されるアクセシビリティ要件に適合しなければならない。後者に関しては、前文第 *132* 項が、当該情報および通知は障害を持つ者に対してアクセシブルな形式で提供されるべきであることを確認している。

質問 10. 感情認識システム及び生体認証分類システムと見なされる可能性のある AI システムの実例を提示せよ。

犯罪の検知、防止、調査を法律で許可される可能性があるシステムを知っている場合は、回答に含めること。各システムについて、その使用を許可する法律を提示し、サードパーティの権利と自由を保護するための適切な安全措置を説明してください。

システムの名称と説明	当該 AI システムは、自然人が曝露される感情認識システムか生体認証分類システムか？	回答の根拠を説明せよ［最大 500 文字］	当該 AI システムは、犯罪の検知、防止、捜査のために法律で認可されているか？	はいの場合、システム使用を許可する法律と適切な保護措置を説明せよ［最大 500 文字］
自由記述	☐ はい、システムは感情認識システムである ☐ はい、当該システムは生体認証分類システムである ☐ わからない ☐ いいえ	自由記述	☐ はい ☐ いいえ ☐ わからない	自由記述

質問 11. 感情認識システムや生体認証分類システムにおいて、当該システムに晒される自然人に対し、その運用について適切に通知するための透明性確保措置の具体例を知っている場合、回答欄に記載すること。

各透明性措置について、システム運用を自然人に通知するために用いられる措置の種類と内容が適切かどうかを判断すること。これには、明確に識別可能かつアクセス可能な方法による必要性や通知のタイミングについても含まれる。

透明性措置の説明	システム運用について自然人に通知するために用いられる措置の種類と内容が適切かどうかを判断する	回答の根拠を示し、可能な場合はリンクや詳細情報を含む実践例を提示すること［最大 500 文字］
	□ 適切である □ 不適切 □ わからない	自由記述
	…	…

質問 12. 感情認識および生体認証分類システムに関する透明性要件の範囲や実務的な実施に関して、他に明確化を求める点はありますか？

□ いいえ

□ はい ― 具体的に明記のこと

[最大 500 文字]

セクション 4. 人工知能法 第 50 条(4)に関連する質問

AI 法第 *50* 条*(4)*項第 *1* 号は、ディープフェイクを構成する画像・音声・動画コンテンツを生成または操作する *AI* システムの展開者に対し、当該コンテンツが人工的に生成または操作されたものであることを開示することを義務付けている。ディープフェイクの定義は *AI* 法第 *3* 条*(60)*に規定されており、「ディープフェイク」とは、既存の人物、物体、場所、事業体、または出来事に似せて *AI* によって生成または 操作された画像、音声、動画コンテンツであり、人々に本物または真実であると誤認させるものであると定義されている。

深偽コンテンツが明らかに芸術的、創造的、風刺的、虚構的または類似の著作物もしくは番組の一部を構成する場合、透明性要件は、当該生成的または操作されたコンテンツの存在を、著作物の表示または享受を妨げない適切な方法で開示することに限定される。

第 *50* 条*(4)*項第 *1* 号の透明性義務は、*AI* システムが犯罪の検知、防止、調査、または起訴のために法律で認可されている場合には適用されない。

質問 13. 既存の人物、物体、場所、事業体、または出来事に似ており、人々に本物または真実であると誤認させる可能性のある「ディープフェイク」AI 生成または操作された画像、音声、または動画コンテンツを生成する生成的 AI の実例を提示せよ。

ディープフェイクコンテンツが明らかに芸術的、創造的、風刺的、虚構的、または類似した作品やプログラムの一部を構成すると考えられる AI システムを知っている場合は、回答に含めること。

システムの名称と説明	当該 AI システムは、ディープフェイクを構成する画像・音声・動画コンテンツを生成または改変しているか？	回答の根拠 [最大 500 文字]	ディープフェイクコンテンツは、明らかに芸術的、創造的、風刺的、虚構的、または類似した作品やプログラムの一部となり得るか？	回答の根拠と具体例を提示せよ [最大 500 文字]
自由記述	☐ はい ☐ わからない ☐ いいえ	自由記述	☐はい ☐ いいえ ☐ わからない ☐ 状況や文脈による	自由記述

質問 14. AI 生成または改変されたコンテンツで、「ディープフェイク」としての分類について説明を求める具体的な事例を挙げよ。［最大 400 文字］

質問 15. 犯罪行為の検知・防止・捜査を目的として、法的に認可可能なディープフェイク生成 AI システムを知っている場合、その実例を回答に挙げよ。各システムについて、使用を認可する法律と、サードパーティの権利・自由を保護する適切な安全措置が含まれているか否かを明記せよ。

システムの名称と説明	当該 AI システムは、ディープフェイクを構成する画像・音声・動画コンテンツを生成または改変し、かつ犯罪の検知・防止・捜査・起訴を目的として法的に使用が許可されるものか？	はいの場合、法執行目的での AI システム使用を許可する法律を説明し、適切な保護措置が含まれているか記載せよ [最大 500 文字]
自由記述	☐ はい ☐ わからない ☐ いいえ	自由記述

前文 *134* は、ディープフェイクコンテンツを生成する *AI* システムの展開者は、出力に適切なラベルを付け、人工的な起源を明示することで、それが人工的に作成または操作されたものであることを明確かつ識別可能な形で開示すべきであると規定している。明らかに創造的、風刺的、芸術的、虚構的、または類似の著作物や番組の一部を構成するディープフェイクコンテンツについては、当該前文は、そのような生成または操作されたディープフェイクコンテンツの存在開示が、著作物の有用性や品質を維持しつつ、その通常の利用や享受、通常の利用や使用を妨げない適切な方法で行われるべきであることを明確にしている。

さらに *AI* 法第 *50* 条*(5)*は、当該情報を遅くとも最初の接触またはエクスポージャーの時点で、関係する自然人に対して明確かつ識別可能な方法で提供することを要求している。加えて、当該情報は適用されるアクセシビリティ要件に適合しなければならない。後者に関して、前文 *132* は、当該情報および通知は障害を持つ人々にアクセシブルな形式で提供されるべきであることを確認している。

質問 16. ディープフェイクコンテンツに対して、当該コンテンツに接触する自然人に対し、人工的に生成または操作された起源を適切に開示するために採用可能な開示手法の事例を知っている場合、回答にそれらを記載すること。

各開示手法について、その種類と内容が、コンテンツの人工生成または操作された起源と通知のタイミングについて、自然人に明確に、区別可能に、かつアクセス可能な形で伝えるのに適切かどうかを判断すること。

明らかに創造的、風刺的、芸術的、虚構的、または類似の著作物もしくは番組の一部を構成するディープフェイクコンテンツに対して開示慣行が用いられる場合、その開示が著作物の表示または享受を妨げない適切な方法で行われているかどうかを判断すること。

ディープフェイク開示手法の適用対象となる種類を特定する		開示の実践の種類と内容が、自然人に明確に、区別可能に、かつアクセス可能な形で情報を伝えるのに適切かどうかを判断する。	回答の根拠を示し、可能な場合はリンク付きの実例と追加情報をプロバイダせよ [最大 500 文字]	明らかに創造的な風刺、芸術、虚構、または類似作品の一部であるディープフェイクコンテンツについて、開示が作品の表示や鑑賞を妨げないかどうかを判断する。	回答の根拠を示し、実践的な例をプロバイダせよ [最大 500 文字]
	☐ 音声 ☐ 画像 ☐ 動画 ☐ わからない	☐ 適切 ☐ 不適切 ☐ わからない	自由記述	☐ 表示や楽しみを妨げる ☐ 展示や鑑賞の妨げにならない ☐ わからない ☐ 該当しない	自由記述
		…	…	…	…

AI 法第 *50* 条第 *4* 項第 *2* 号は、公共の利益に関する事項について公衆に情報を提供することを目的として公開されるテキストを生成または操作する *AI* システムの展開者に対し、当該コンテンツが人工的に生成または操作されたものであることを開示することを義務付ける。

この義務は、*AI* システムが犯罪の検知、防止、捜査、起訴を法律で認められている場合、または *AI* 生成コンテンツが人間の審査または編集管理プロセスを経ており、自然人または法人がコンテンツの公開について編集責任を負っている場合には適用されない。

質問 17. 公共の利益に関する事項について公衆に情報を提供することを目的として公開されるテキストを生成または操作する AI システムの実例を、該当する出版物の例を含めて提示せよ。

例外に該当する可能性のある AI システム（例：AI 生成・操作テキストが人間の審査または編集管理を経たシステム、コンテンツ公開について自然人または法人が編集責任を負うシステム、犯罪の検知・防止・捜査・起訴を目的とした使用が法律で認められるシステム）を知っている場合は、回答に含めること。該当する場合、法執行目的での使用を許可する法律を提示すること。

システムの名称と説明	当該 AI システムは、公共の利益に関する事項について公衆に情報を提供することを目的として公開さ	回答の根拠を示せ。出版物の種類についても言及すること	AI システムは第 50 条(4)項第 2 号の例外のいずれかに該当するか？	回答の根拠を示し、具体的な事例を挙げよ。法執行の例外については、使用を許可する法律のプロバイ

	れるテキストを生成または操作しているか？	［最大 500 文字］		ダとなり、適切な保護措置を説明せよ［最大 500 文字］
自由記述	☐ はい ☐ わからない ☐ いいえ	自由記述	☐はい – 人間のレビューまたは編集管理が 保証されており、出版物に対して編集責任を負う人物がいる ☐ はい – システムは犯罪行為の検知、防止、調査、または起訴を法律で認められている ☐ いいえ ☐ わからない ☐状況や文脈による	自由記述

質問 18. 人工知能によって生成または操作されたテキストコンテンツ[2] の実例を挙げよ。その際、当該コンテンツが公共の利益に関する事項について公衆に知らせる目的で公開されているか否か、あるいは人間の審査または編集管理を経ているか否かについて、説明を求める必要がある事例を示せ。[最大 400 文字]

質問 19. 公共の利益に関する事項について公衆に知らせる目的で公開された生成的 AI 生成または操作されたテキストについて、当該コンテンツに接触した自然人に対し、人工的に生成または操作された起源を適切に開示する開示慣行の事例を知っている場合、回答で提示せよ。

各開示手法について、その種類と内容が、出版物の人工生成または操作された起源と通知のタイミングについて、自然人に明確に、区別可能に、かつアクセス可能な形で知らせるのに適切かどうかを判断すること。

開示手法の説明	開示手法の種類と内容が、自然人に対して人工的に生成または操作された出版物の起源を明確に、区別可能に、かつアクセス可能な形で通知するのに適切かどうかを判断せよ。	回答の根拠を示し、可能な場合はリンク付きの実例や追加情報をプロバイダすること [最大 500 文字]
	☐ 適切である ☐ 不適切 ☐ わからない ☐ 該当なし	自由記述
	…	…

質問 20. 第 50 条(4)に基づき、公共の関心事に関するディープフェイクやテキスト出版物を生成する AI システムの展開者に対する透明性要件の範囲や実務的な実施に関して、他に明確化を求める点はありますか？

☐ いいえ

☐ はい ― 具体的に明記のこと

[最大 500 文字]

[2]欧州議会及び理事会規則（EU）2024/1083（2024 年 4 月 11 日）は、域内市場におけるメディアサービスに関する共通枠組みを確立し、指令 2010/13/EU（欧州メディア自由法）を改正するものである。

セクション 5. 第 50 条 AI 法の実施に関する横断的課題

AI 法第 *50* 条*(5)*は、同条に基づく各種透明性要件でプロバイダすべき情報を、遅くとも最初の接触またはエクスポージャーの時点で、関係する自然人に対して明確かつ識別可能な方法で提供することを要求している。さらに、当該情報は適用されるアクセシビリティ要件に適合しなければならない。後者について、前文第 *132* 項は、当該情報および通知は障害を持つ者に対してアクセシブルな形式で提供されるべきであることを確認している。

質問 21. 第 50 条(5)項の AI 法の横断的要件（第 50 条(1)～(4)項の要件との相互関係を含む）に関して、明確化を求める点は存在するか？

□ いいえ

□ はい ― 具体的に明記のこと

[最大 500 文字]

AI 法第 *50* 条*(6)*は、第 *50* 条第 *1* 項から第 *4* 項までの規定は、*AI* 法第 *III* 章（すなわち、高リスク *AI* システムに適用される規則を含む章）に定められた要件及び義務に影響を及ぼさず、また、他の連合法または国内法に基づく *AI* システム展開者に対するその他の透明性義務を害するものではないと規定している。

質問 22. 第 50 条(1)～(5)に基づく透明性義務に関して、AI 法上の他の義務との相互関係について、さらに明確化を求める事項はあるか？

□ はい［明確化が必要な側面を具体的に明記し、AI 法の該当条項を指摘すること］［最大 500 文字］

□ いいえ

質問 23.第 50 条(1)～(5)に基づく透明性義務に関連し、他の EU 法または国内法（例：EU 規則 2016/679、EU 規則 2018/1725、EU 指令 2016/680 などのデータ保護規制、政治広告の透明性とターゲティングに関する規則（EU）2024/900、デジタルサービス単一市場に関する規則（EU）2022/2065 など）との相互関係について、さらに明確化を求めるべき点はありますか？

□ はい［どの具体的な側面について明確化が必要か、また EU 法または国内法のどの規定を指すかを明記すること］［最大 500 文字］

□ いいえ

質問 24. 対話型および生成的 AI システムに関する透明性義務の実施を具体化する行動規範への入力として、共有したい推奨事項や優良事例はあるか？

□ いいえ

□ はい ― 具体的に明記のこと

[最大 750 文字]

***